

国の第2次食育推進基本計画の重点課題

今後の展開

単なる周知にとどまらず、国民が「食料の生産から消費等に至るまでの食に関する様々な体験活動を行うとともに、自ら食育の推進のための活動を実践することにより、食に関する理解を深めること」（食育基本法第6条）を旨として、生涯にわたって中断なく食育を推進する「生涯食育社会」の構築を目指す

1 生涯にわたるライフステージに応じた中断ない食育の推進

- ・子どもから成人、高齢者までの「生涯食育社会」の構築
- ⇒NPO など新しい公共との連携・協働も含めた支援による推進

2 生活習慣病予防及び改善につながる食育の推進

- ・内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）の予防
- ・食生活の改善
- ⇒国・県・関係団体と連携して推進

3 家庭における共食を通じた子どもへの食育の推進

- ・家族の団らんによる食の楽しさの実感
- ・食事のマナーや挨拶習慣など食生活に関する基礎の習得
- ・仕事と生活の調和（ワークライフバランス）
- ⇒学校・保育所・地域社会との連携による家庭への支援
- ・指標として新たに追加
 - 朝食または夕食を家族と一緒に食べる「共食」の回数の増加
 - よく噛んで味わって食べるなどの食べ方に関心のある国民の割合の増加

<県の1次計画の施策では・・・>

噛むことから始める乳幼児期からの食育を推進し、また、8020運動や一人ひとりに応じた栄養・保健指導による健康づくりに取り組み、県歯科医師会、県栄養士会等と連携した食育活動を既に展開している。

<県の1次計画の施策では・・・>

食を通じて人としての形成につながる食育思想や環境づくりを行うために、学校と地域が一体となった家庭教育支援を推進している。

また、男女共同参画の推進や仕事と生活の調和の実現に向けて、関連の計画とも連携し、企業や県民への働きかけを行っている。

